

栗東市監査委員告示第1号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第242条第1項の規定に基づく栗東市職員措置請求について監査を執行したので、同条第9項の規定により次のとおり公表する。

平成23年4月14日

栗東市監査委員 猪飼健司
栗東市監査委員 太田利貞

栗東市職員措置請求にかかる監査の結果について

第1 請求の受付

1. 請求書の提出

平成23年2月14日

2. 請求人

(住所 氏名 略)

(住所 氏名 略)

(住所 氏名 略)

(住所 氏名 略)

(住所 氏名 略)

3. 請求の内容(請求書全文)

監査請求の要旨

栗東市が平成12年9月29日3億円、同12月26日2億円合計5億円を株式会社TSR((株)JTRが社名変更)に対して貸付をした貸付金の返済期限が到来しているにもかかわらず返済が履行されておらず、栗東市が債権回収のための法的措置を取ることを求める。

監査請求の理由

1、「栗東市企業事業資金貸付条例」違反に対する市の怠る事実

(1)H12年9月29日付け3億円同12月26日付け2億円の合計5億円の貸付が「栗東市企業事業資金貸付条例」に基づいて行われたが、同条例第4条には「貸付を受ける者の資格」の

うち、3項では「貸付後10年間で当該事業者からの市税収入等が50億円以上見込まれるもの」となっている。しかし、資金貸付後の市税収入は42億3277万2千円に止まっている。しかもH17年0円H18年0円H19年1万円H20年7月まで4千円の市税収入となっており、H17年度以降市税収入がなく、条例第4条3項の条例違反となることが指摘されたにもかかわらず、市は債権回収を怠ってきた。

(2)本条例そのものに瑕疵がある。その一つが、第5条「貸付の条件」に債権保全のための「担保」の提供が示されていない。実態は、貸付額の10%の預金が5000万円担保されているに過ぎず債権保全がされていない。償還方法は、貸付期間10年後の満期一括返済となっているが、貸付期間中に市税納入がされない事態となった場合等の対応が規定されていない。(施行規則第2条2項では、貸付期間は、10年を超えることができない。なお、貸付期間内であっても、分割返済をすることができるものとする。となっている)。

2、金銭消費貸借契約違反に対する市の怠る事実

上記の貸付に伴って「金銭消費貸借契約書」(以後契約書と言う)が結ばれているが、契約書第4条には、「公正証書の作成義務」が明記され、その内容は、債権者および連帯保証人は貴市から請求あるときは、直ちにこの約定による債務について強制執行の認諾のある公正証書の作成に必要な手続きをします。このために要した費用は、債権者及び保証人が負担します。となっているが、公正証書作成の手続きをしておらず、昨年9月になって申し入れをしたが拒否されている。

3、栗東市の住民である請求者は、地方自治体の責務を逸脱、濫用して行った「貸付金」をすみやかに回収し、市民に損害を与えることのないよう怠る事実の是正を求めて、本請求を行う。

4、本件の審査において、請求人の意見陳述と証拠提出の機会を付与されたい。

地方自治法第242条第1項の規定により、別紙事実証明書を添え、必要な措置を請求します。

(添付資料省略)

第2 監査の実施

1. 請求人の証拠の提出及び陳述

地方自治法(以下「法」という。)第242条第6項の規定に基づき、平成23年2月24日に監査委員事務局において、請求人に対し、証拠の提出及び陳述の機会を設けた。陳述には、請求人3名が出席した。尚、請求人からは、新たな証拠の提出はなかった。

2. 監査対象事項

請求人からの住民監査請求書に記載されている内容、及び陳述等から今一度整理し、合議により請求対象事項を次のとおりとした。

平成12年9月29日付けで、栗東市(以下「市」という。)が株式会社TSR(株式会社JTRが社名変更)に対し、貸付金3億円を金銭消費貸借契約証書により貸付をしているが、

弁済期限の平成 22 年 9 月 28 日までに弁済がなく、また、同じく平成 12 年 12 月 26 日付けで貸付金 2 億円を金銭消費貸借契約証書により貸付しているが、弁済期限の平成 22 年 12 月 25 日までに弁済されていないことについて、弁済期限後の貸付金の債権回収の法的措置を違法若しくは不当に怠る事実の存在の有無とした。

3. 関係職員の陳述

法第 199 条第 8 項の規定に基づき、平成 23 年 3 月 7 日に関係職員から陳述の聴取を行った。陳述には環境経済部長、経済観光振興課長及び同課長補佐が出席した。

4. その他の調査

その他、関係部局から関係書類を徴し審査を行った。

第 3 本件審査に係る判断

1. 本件貸付金にかかる栗東市企業事業資金貸付条例(以下「条例」という。)は、法に基づく手続きにより平成 12 年 6 月議会定例会において議決され、また、条例第 7 条を受け同日付けで栗東市企業事業資金貸付条例施行規則(以下「規則」という。)が施行されている。貸付時は、公益上の必要性、市の社会的、経済的及び行政政策上のあり方等総合的な判断をもとに、同条例及び同規則に基づき貸付要件を具備していると認め、担保の差入れと金銭消費貸借契約証書により貸付行為の実行がされており、市の責務を逸脱、濫用した貸付行為とは認められない。公正証書は債権回収の手法であり、作成されてないことをもって、債権回収を違法若しくは不当に怠ったとは認められない。

2. 本貸付金は、平成 12 年 8 月 28 日付けで栗東市企業事業資金借入申込書が提出され、規則第 6 条第 2 項の規定により平成 12 年 8 月 31 日付けで栗東市工場等誘致審査委員会審査報告書が提出されている。平成 12 年 9 月及び平成 12 年 12 月の議会定例会において、それぞれ 3 億円及び 2 億円を一般会計補正予算として議決されており、貸付決定通知を経て平成 12 年 9 月 29 日付け金銭消費貸借契約証書により 3 億円、及び平成 12 年 12 月 26 日付け金銭消費貸借契約証書により 2 億円を貸付されたが、それぞれ弁済期限経過後も貸付金が弁済されていない。

債権の管理については、普通地方公団体の長は、債権について、政令の定めるところにより、その督促、強制執行その他その保全及び取り立てに関し必要な措置をとらなければならない(法 240 条第 2 項)とされ、これを受けて、地方自治法施行令(以下「令」という。)では、普通地方公共団体の長は、債権(法第 231 条の 3 第 1 項に規定する歳入に係る債権を除く)について、履行期限までに履行しないものがあるときは、期限を指定してこれを督促しなければならない(令第 171 条)と規定している。

また、普通地方公共団体の長は、債権(法第 231 条の 3 第 3 項に規定する歳入に係る債権(以下「強制徴収により徴収する債権」という。))を除く。)について、法第 231 条の 3 第 1 項又は前条の規定による督促をした後相当の期間を経過してもなお履行されないときは、次の各号に掲げる措置をとらなければならない。ただし、第 171 条の 5 の措置をとる場合又は第 171 条の 6 の規定により履行期限を延長する場合その他特別の事情があると認める場合は、この限りでない。

担保の付されている債権（保証人の保証がある債権を含む。）については、当該債権の内容に従い、その担保を処分し、若しくは競売その他の担保権の実行の手続きをとり、又は保証人に対して履行を請求すること。

債務名義のある債権（次号の措置により債務名義を取得したものを含む。）については、強制執行の手続きをとること。

前2号に該当しない債権（第1号に該当する債権で同号の措置をとつてなお履行されないものを含む。）については、訴訟手続（非訟事件の手続きを含む。）により履行を請求すること。（令第171条の2）と規定されている。

これらに照らし、貸付金弁済期限後の市の債権管理についての措置を検討すると、弁済期限が平成22年9月28日の貸付金3億円については、平成22年10月5日付け書留内容証明郵便で債務者及び連帯保証人に督促通知がされており、同手法により平成22年10月18日付けで催告通知がされている。さらに平成23年1月31日付けで担保金の相殺請求予告通知がされている。

また、弁済期限が平成22年12月25日の貸付金2億円についても、平成23年1月12日付け書留内容証明郵便で債務者及び連帯保証人に督促通知がされており、引続き同手法により平成23年1月31日付けで担保金の相殺請求予告を含む催告通知がされている。さらに平成23年2月18日付け書留内容証明郵便で担保金相殺及び2件4億5千万円の残金請求通知がされている。

これらの措置から、総合的に判断すると弁済期限後の債権管理の措置は、違法若しくは不当に怠っているとは認められない。

3. 新たな事実の確認

監査期間中の平成23年3月24日開催の平成23年第1回議会定例会において、市は、株式会社TSRへの貸付金5億円が弁済期限を経過しているにもかかわらず市へ弁済されていないことから、債務者及び連帯保証人に対し、市への担保金相殺後の4億5千万円及び弁済期限から各支払済みに至るまでの損害金の請求訴訟を提起する議案、及び訴訟費用にかかる一般会計補正予算の議案が可決成立し、市はこれに基づいて平成23年3月25日大阪地方裁判所に同訴訟を提起した。

第4 結論

以上の認定した事実によれば、本件貸付金についての市の債権管理の措置は、法令条例及び規則に基づいた適法なものであり、債権回収のための法的措置を怠る事実は認められないから、請求人らの本件請求は理由がないものと認め、これを棄却する。

以上